

平成三年一月十八日受領  
答 弁 第 一 一 号

内閣衆質一二〇第一号

平成三年一月十八日

内閣総理大臣 海 部 俊 樹

衆議院議長 櫻内義雄殿

衆議院議員佐藤恒晴君提出航空自衛隊所属ジェット機の低空飛行訓練空域並びに福島市等の上空での実施取りやめに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員佐藤恒晴君提出航空自衛隊所属ジェット機の低空飛行訓練空域並びに福

島市等の上空での実施取りやめに関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の福島市及び伊達郡の上空は、自衛隊の訓練空域及び試験空域としていない。

二について

航空自衛隊百里基地所属の航空機が飛行の途次御指摘の地域を通過することがあるが、かかる飛行は、訓練空域及び試験空域以外の空域においても実施し得るものである。また、飛行する場合は、人家密集地を避ける等地域住民の生活に与える影響にも配慮しており、航空自衛隊の技量維持のため、中止することは考えていない。